

年金額回復の具体的事例

- 平成22年3月29日から4月2日までに年金額試算を全国の年金事務所で行った増加年金額が大きい10ケースについて取りまとめたもの

| 番号 | 年齢 | 性別 | 増加年金額 (年額) | 年金額(年額) | | 概要 | 年金額回復の経緯 | (参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※) |
|----|-----|----|---------------|------------|------------|--|---|--------------------------|
| | | | | 回復前 | 回復後 | | | |
| 1 | 94歳 | 男 | 838,100円 | 2,039,900円 | 2,878,000円 | 回復前の厚生年金加入期間277月に128月を追加。 | ○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票について、ご本人に電話による照会を実施し、ご本人に未統合と思われる期間に勤務していた会社名、所在地を聴取したところ、ご本人の申出と未統合の厚生年金の記録(会社名、所在地)が一致したことから、記録を統合した。 | 約2,840万円 |
| 2 | 80歳 | 男 | 784,800円 | 1,189,500円 | 1,974,300円 | 回復前の厚生年金加入期間203月に157月を追加。 | ○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票に「もれがある」と記載し、ご本人が相談窓口を訪れ、ご本人の申出の複数の会社の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 | 約1,850万円 |
| 3 | 81歳 | 女 | 587,700円 | 701,600円 | 1,289,300円 | 回復前の厚生年金加入期間23月に138月を追加。 | ○「ねんきん特別便(名寄せ便)」の回答票に「もれがある」と記載し、ご本人が相談窓口を訪れ、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 | 約1,680万円 |
| 4 | 82歳 | 男 | 556,600円 | 2,097,000円 | 2,653,600円 | 回復前の厚生年金加入期間304月に船員保険加入期間94月(厚生年金換算125月)を追加。 | ○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票がご本人から郵送され、回答票に「もれがある」と記載されていた船名、船主、乗船期間により調査したところ、ご本人の申出と一致する船員保険の記録が判明し、記録を統合した。 | 約1,310万円 |
| 5 | 故人 | 男 | 537,300円 | 496,500円 | 1,033,800円 | 回復前の厚生年金加入期間0月に88月を追加。 (老齢基礎年金受給者) | ○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票がご本人より郵送され、ご本人の申出の会社名、所在地、勤務期間及び当時使用していた氏名(読み仮名同一の別漢字の名)により調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給しており、今回判明した厚生年金記録により老齢厚生年金を受給できることとなったが、ご本人は既に死亡されているため、ご本人の死亡届を提出した同居の遺族に未支給年金(一時金)として支払われることとなる。 | 約370万円 (未支給分) |
| 6 | 78歳 | 女 | 536,200円 | 828,100円 | 1,364,300円 | 回復前の厚生年金加入期間0月に113月を追加。 (老齢基礎年金受給者) | ○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票が社会保険業務センターより回付され、回答票に「もれがある」と記載されていた事業所名、勤務期間により調査したところ、ご本人の申出とほぼ一致する厚生年金の記録(申出の勤務期間と実際の加入期間の一部が相違)が判明し、記録を統合した。 | 約1,530万円 |
| 7 | 83歳 | 女 | 522,600円 | 1,896,500円 | 2,419,100円 | 回復前の厚生年金加入期間327月に97月を追加。 | ○「ねんきん特別便(名寄せ便)」のフォローアップ対象者であるご本人から回答票と別便で勤務した会社名、所在地、勤務期間等が記載されたお手紙が郵送され、ご本人の申出の会社名等により調査したところ、ご本人の申出と一致した厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 | 約1,490万円 |

| 番号 | 年齢 | 性別 | 増加年金額 (年額) | 年金額(年額) | | 概要 | 年金額回復の経緯 | (参考)一定の前提での増加総額の機械的計算(※) |
|----|-----|----|---------------|------------|------------|------------------------------------|---|--------------------------|
| | | | | 回復前 | 回復後 | | | |
| 8 | 81歳 | 女 | 510,200円 | 939,500円 | 1,449,700円 | 回復前の厚生年金加入期間80月に119月を追加。 | ○「ねんきん特別便(全員便)」の回答票に「もれなし」とご回答いただいたご本人から「もれがあった」旨の申出があり、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 | 約1,450万円 |
| 9 | 74歳 | 男 | 506,600円 | 1,461,400円 | 1,968,000円 | 回復前の厚生年金加入期間182月に180月を追加。 | ○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票について、ご本人に未統合と思われる期間に勤務していた会社名、所在地を聴取したところ、ご本人の申出と未統合の厚生年金の記録(会社名、所在地)が一致したことから、記録を統合した。 | 約1,190万円 |
| 10 | 76歳 | 女 | 506,000円 | 205,600円 | 711,600円 | 回復前の厚生年金加入期間0月に115月を追加。(老齢基礎年金受給者) | ○「黄色便(厚生年金手帳番号払出簿や旧姓情報と基礎年金番号の3情報(氏名、生年月日、性別)を突き合わせ合致した方等に送付するお知らせ)」の回答票がご本人から郵送され、ご本人の申出の会社名、勤務期間及び旧姓情報により調査したところ、ご本人の申出と一致する旧姓当時の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は、国民年金の記録のみで老齢基礎年金を受給していたが、今回判明した厚生年金の記録により老齢厚生年金が受給できることとなった。 | 約1,440万円 |

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

| | |
|-----------------------|-----------------|
| ねんきん特別便(名寄せ便) | 3件(事例 2、3、7) |
| ねんきん特別便(全員便) | 3件(事例 4、6、8) |
| 黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ) | 4件(事例 1、5、9、10) |
| フォローアップ(電話・文書・訪問)対象事案 | 1件(事例 7) |

(注1) 本表は、上記期間において全国の年金事務所で行った年金額試算における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を取りまとめたもの

(注2) ※の「(参考)一定の前提での増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳、女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケース(未支給分)は死亡時までの期間)について受給すると仮定して機械的に計算した金額であり、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)